

議案第18号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

調和小学校プールを一般使用する場合における使用料の特例を定めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例の一部を改正する条例

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例（平成14年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3 1 一般使用の表調布市立調和小学校プールの項中「（使用単位の時間を超えて使用するときは、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、使用単位の時間に相当する使用料に100分の40を乗じて得た額を徴収する。）」を削り、「子供」を「子ども」に改め、同表調布市立調布中学校弓道場の項中「子供」を「子ども」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 学齢前の者が使用する場合の使用料は、無料とする。
- 2 調布市立調和小学校プールを1時間15分以内で使用する場合の使用料は、使用単位の使用料に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、使用単位の時間を超えて使用する場合の超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）当たりの使用料は、使用単位の使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。